

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本業務において取り扱う情報は、支給申請者の給付を必要とする状況など個人の機微なプライバシーに係る情報であることを認識し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

## 評価実施機関名

大田区長

## 公表日

令和6年9月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うため、申請等に関する窓口業務として以下の事務を行う。</p> <p>(1)特定医療費の申請の受理、その申請に係る事実についての確認又はその申請に対する区民の窓口対応に関する事務</p> <p>(2)特定医療費受給者証の返還に関する事務</p> <p>(3)特定医療費受給者証の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての確認、これらの業務に対する区民の窓口対応に関する事務</p> <p>(4)特定医療費受給者証の支給認定の変更に関する申請の受理、その申請に係る事実についての確認又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(5)特定医療費受給者証の再交付に関する事務</p> <p>・特定個人情報ファイルを使用して、住民記録、世帯状況、所得、加入保険を確認し、在住要件や患者負担上限月額の確認を行う。</p>
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム
2. 特定個人情報ファイル名	
高齢障害システムファイル、庁内連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項別表の131の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条(難病患者医療法関係)</p> <p>※別表の20の項の上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第2条の61の3項の規定により大田区が処理する。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施しない ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報参照ができる根拠法令&gt; 情報参照は行わない。</p> <p>&lt;情報提供ができる根拠法令&gt; 情報提供は行わない。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1251
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉管理課 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1245

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年6月1日	平成29年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日	平成29年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和1年6月5日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和1年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 酒井 敏彦	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年6月5日	Ⅳリスク評価		新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつ辞典の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和3年5月13日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 2取扱者数 いつ辞典の計数か	令和2年4月1日	2021/4/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項別表第一98の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第71条(難病患者医療法関係)</li> </ul> ※別表第一の11の項の上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第2条の61の3項の規定により大田区が処理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項別表の131の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条(難病患者医療法関係)</li> </ul> ※別表の20の項の上欄「事務処理者」は、「都道府県知事」とされているが、『特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日都条例第106号)』第2条の61の3項の規定により大田区が処理する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正に伴う記載項目変更)
令和6年9月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	令和6年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)